

SEINENH©RITSUKA

青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N617
2022・7・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 男性に下駄を履かせていた、一連の大学入試事件……………倉重 都
—順天堂訴訟判決について
- 九大に賠償命令！ 大学における教育の安全を問う……………板井俊介
—九大屋久島フィールドワーク事件
- 【シリーズ：ウクライナ問題③】
ウクライナ侵略と憲法九条について 短く訴えるポイントあれこれ……………守川幸男
- 守口市学童保育指導員雇止め事件・全面解決……………谷 真介
- 岩国基地爆音訴訟の第二次提訴について……………田畑元久
- 【シリーズ全国リレー・兵庫県支部】
川崎重工業（株）・中国出向エンジニア過労死事件……………玉木芳法
- 【議長トーク】
「青法協議長と私」……………上野 格



京都府立植物園にて

男性に下駄を履かせていた、 一連の大学入試事件

— 順天堂訴訟判決について —

東京 倉重 都

大

学入試において、男性の点数を上乗せしたり、女性の合格基準を男性より高く設定するなどして、男性に下駄を履かせていた一連の事件の最初の判決が、五月一九日、言い渡された。この事件は「医学部入試女性差別事件」とネーミングされているが、事実は、男性に点数の下駄を履かせていたことなので、「医学部入試男性下駄履かせ事件」と呼ぶべきであった。ほとんどの「女性差別」は、「男性への下駄履かせ」にもかかわらず、社会はそれを「男性側の問題」とは捉えず、「女性差別」と呼び、なぜか「女性問題」といわれてしまうのである。

二

の事件を最初から振り返ってみる。二〇一八年八月、耳を疑うニュースが入ってきた。大学入試の採点で、女性は「女性」という理由だけで、一律に、男性より点数を引かれていたり、あるいは、男性には「男性」という理由だけで点数の加算がされていた、というニュースである。公平と信じられていた大学入試の場で、長年水面下で、男性の点数を加算したり、女性の点数を引いたりする操作が行われていたのである。さらに、この事実は、文科省の高級官僚が、自分の息子を不正に東京医科大学に入学させたこと（裏口入学）による贈賄事件についての調査の過程で発覚したのである。つまり、この裏口入学事件がな

かったならば、入試で男性に下駄を履かせる点数操作は一切発覚することはなく、今でも、そして、この二〇二二年に行われた大学入試においても、これからずっと、大学は組織ぐるみで、水面下で男性の点数に下駄を履かせた上で、しれっと「今年の合格者」を発表していたものと思われる。そう考えると、ゾツとする。最初に発覚したのは東京医科大学だったが、その後の調査で、似たような操作を行ってきた大学が複数発覚した。

その後、「消費者機構日本」が、「消費者の財産的被害の集団的回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」に基づく「共通義務訴訟」を提起したり、個人が大学に提訴したりするなど、複数の訴訟が提起された。当弁護士は、東京医科大学・順天堂大学・聖マリアンナ医科大学に対して、集団的な訴訟として、のべ約五〇人が原告となり提訴した。個人で提訴した方は大学側と和解が成立したので、通常の損害賠償請求としては、当弁護団の順天堂大学に対する裁判が、一連の関連訴訟では初めての判決ということになる。

訴

訟では、「不公正な試験を予定しながら、まるで公正な試験であるかのように装って受験生を募り、実際に受験生に不公正な試験を受けさせたこと」に対する慰謝料そして受験料及び交通費を損害として請求していた。これに対し被

告順天堂大学は、入試は広い裁量が認められ、女子寮の収容人数等もあり、男女で異なる基準を用いたことは裁量権の範囲内であるため不法行為は成立しないとの主張をしていた。これに対し判決は、順天堂大学側の不法行為責任を認め、受験一年度あたり三〇万円の慰謝料と受験料・交通費の支払を命じるものであった。この判決の中身について、その良かった点と悪かった点をピックアップする形で紹介する。

まず、良かった点として、①私立大学においても、入学者の選抜に関して、平等原則などの憲法や公法上の諸規定を尊重する義務があることを認めたこと。②性別という属性のみによって一律に不利益な取扱いをすることは、医学部の入学試験の本来の目的であるはずの医師としての資質や学力の評価とは直接関わりない事柄によって可否の判定がされることになるため、本件判定基準（不公正な操作のこと）は「不合理な差別的取扱いである」と明確に判示したこと。③このような不合理な差別的取扱いが含まれる入試を受験した原告について、本件判定基準を原因として実際に可否の結論が変わったか否かにかかわらず、受験したこと自体に精神的苦痛が生じたとして、原告全員につき慰謝料を認めたこと。④女子寮の収容人数の限界を女子の入学者数を絞る理由とする被告の主張に対し、裁判所は、そもそも女子寮の収容

人数の限界という事情が本件判定基準を用いた理由であったとは認められないと認定したこと。⑤被告の行為によって、「他の大学を受験するか否かについての意思決定の自由を侵害した」ことを認め、さらに、仮に原告らが、この差別的な判定基準の存在を事前に認識していたならば、順天堂大学を受験しないという選択をしたものと推認するのが相当と判断したこと、である。

悪かった点として、①慰謝料が、一年度の受験あたり三〇万円という評価は、女性差別に対する評価として低すぎることである。裁判所は「原告らが、この入試を受験させられたことによって、大きな精神的苦痛を被った」という評価自体はしているが、裁判所の判断は、原告らの意思決定の自由の侵害に力点が置かれており、性別のみを理由に差別されたこと自体の精神的苦痛を正面から損害として評価していない。被告の不正によってそれまでの努力を無駄にされ、「公正・公平な入学者選抜」に対する信頼を大きく裏切られたことを考えれば、低すぎるといえる。さらに、不正が発覚した後の被告による本件判定基準の是正が、原告らの精神的苦痛を緩和する意味合いを持つと解されると判断している点は不当である。このような差別は是正するのが当然であり、差別を行った被告の差別是正行為が、プラスに評価されるべきではない。しかも、この被告の是正行為は、そ

の後の受験生に向けた行為でしかなく、既に行われた受験によって差別された原告らの本件訴訟において、その慰謝料を低額にする事情としてこの是正行為を考慮することは不当である。②一次試験において本件判定基準を原因として不当に（一次試験）不合格とされた原告二名について、まさに女性であることを理由として一次不合格にされ、それゆえ二次試験を受けられなかったという受験機会喪失について、追加の慰謝料を認めていない。

裁判所は、そのような苦痛が生じたこと自体は理解できるとしつつ、本件判定基準を原因とした一次試験不合格は、意思決定の自由の侵害にかかる慰謝料と別に評価すべきものとははいえないとした。③裁判所の法的構成が、必要な情報を提供すべき信義則上の義務違反にとどめられた。裁判所は、「必要な情報を提供すべき信義則上の義務がある」ことを前提として、被告がこれに反して本件判定基準の存在を秘して出願の募集をかけ、原告らを受験させた行為は、本件大学を受験するか他大学を受験するか否かの意思決定の自由を侵害する不法行為となり自由な意思により受験する大学を選択する機会を奪われた結果、被告の行う不利な入試を受験させられたことを、原告らの受けた不合理な差別的取扱いと判示した。これに対して原告は、「必要な情報を提供すべき義務」を超えて、被告には「公正かつ妥当な方法」で入試を

実施する義務があり被告はそれに違反したと主張していた。裁判所はこの点について、踏み込んだ評価をしておらず、「必要な情報を提供すべき信義則上の義務の違反」ととらめてしまっている。ぜひともこの判決の内容を広く社会に投げかけ、その当否を検討していただきたい。

順

天堂訴訟では、尋問に出てくれる原告はゼロだった。これは、医療界や大学病院という権力に立ち向かう構図になること、さらに、構

造的な女性差別に対して声を上げることに伴う不利益や偏見等を恐れたためである。これは、モノを言う女性への圧力や暗に泣き寝入りを求められる社会を反映しているものと考ええる。

九大に賠償命令！ 大学における教育の安全を問う

九大屋久島フィールドワーク事件

熊本 板井 俊介

一 極めて稀な国立大学に対する賠償を命じた判決

二〇二二年五月一七日、福岡地裁第二民事部（日影聡裁判長）は、平成二八（二〇一六）年九月、当時、九州大学文学部一年生に在籍していた男子学生が、屋久島におけるフィールドワークの講義中、屋久島の南東部に位置する安房川において遊泳中に溺死した事件について、引率教授の過失を

認め、国家賠償法一条を準用して、国立大学法人九州大学に対し、七七〇〇万二七四二円の賠償を命ずる判決を言い渡した。

屋久島は、その中心に標高一九三六メートルの宮之浦岳が存し、その中腹に端を発する河川も急流となつて短時間に河口に達するため、川と海の境界に位置する「汽水域」では、表面が低温、水中が高温となつて複雑な水流が発生しやすく、そこで遊泳することは極めて危険である。被害学生は、引率教授から、この「汽水域」の危険性を知

らされずに遊泳した結果、死亡するに至った。

この事件は、熊本支部の石黒大貴弁護士とともに取り組んだ事件である。青法協の会員各位も多くの会員が学校事故に携わっていると思われるので、ここで報告をさせて頂く。

二 杜撰な安全対策を招く構図

過去の「学校事故」における裁判例では、学校側の責任は、生徒・学生の年齢が低いほど肯定さ



安房川全景

れやすい傾向にある。換言すれば、大学生を被害者とする事故においては、東京地判平成八年一月二五日（北海道大学工学部大学院の学生が、低湿度室内で低酸素血症にて死亡した事例）において、大学助手の責任を認め、国賠法二条による賠

償を一部認容した事例）を除き、学生の死亡について大学が責任を負った事例は存在しない。要するに、大学生は成人に近い年齢のため、死亡事故を含む、あらゆる事故が発生したとしても、それは学生の「自己責任」に止まり、大学側には責任はないという理解がなされている。

これを反映してか、大学教育の現場においては、学生の生命・身体に対する安全性の確保という観点での対策が杜撰となり、結果的に、今回のように学生が溺死するという事故が発生してしまうという構図がある。

三 法律構成と訴訟の展開

提訴当時の訴状では、

- ①主位的請求 引率教授の不法行為（民法七〇九条、九州大学の使用者責任（同七一五条）
 - ②予備的請求 九州大学の組織としての安全配慮義務違反（民法四二五条）
- という構成で、主に、組織としての安全体制の構築義務の違反を問う訴訟にしようと考えていた。

その後、現地屋久島の警察が引率教授の過失が大きいと考え、同教授を業務上過失致死罪で立件するに至り、同教授に罰金刑が下されたため、刑事確定記録を書証として提出した結果、九大にお

いても、引率教授に不法行為が成立することを否定しがたくなったという経緯がある。

しかし、原告のご遺族と私も弁護士は、この学生の死を今後の大学教育における安全教育の実現のために「転換点」にしなければ、本人がうかばれないと強い決意をした。その結果、私たちは、安全配慮義務違反研究の大家である潮見佳男教授に面談を申込み、「大学組織においても、学生に授業を実施するにあたって、組織として安全体制構築義務が存すること」「本件では、そのような意味では組織過失があったこと」を基軸とした意見書を作成依頼して、これを法廷に提出した。その上で、引率教授のみならず、その上層部に位置する安全体制に責任を持つ職員（教授）らの証人尋問申請を行った。

ところが、これに対し、九大側は、原告が主張する組織過失（安全体制構築義務に違反があったこと）を準備書面において認めるに至った。その実質は、証人尋問が連鎖的に行われることに対する防御であったと考えているが、これにより、九大側の責任は、少なくとも、法的には争われない状況となった。

これを踏まえ、裁判所（判決とは別の合議体）は和解を勧告するに至った。ご遺族としては、①九大側が真に学生の安全体制を構築するには、安全対策の専門の部署を設置することが必要である

こと、さらに、②亡学生には過失はなかったことを明言することを譲れないラインとして要求することとなった。

ところが、九大側は、①については予算問題があるため言明できず、②亡学生に「過失」がなかったとはいえない（「落ち度」という表現であればよい）という姿勢に終始した。さらに裁判所も、①国立大学である以上、予算を伴う問題について言明できないのはやむを得ない、②「落ち度」という表現であっても亡学生の名誉は回復できるから、和解を成立させよとの強い要望で私たちに迫った。しかし、ご遺族は、①はまだしも、②この期に及んで「亡学生に過失がない」とは言えないとする九大の態度は、とても受け容れられないと決断した。勿論、裁判長からは「判決になれば過失割合が必ずゼロとなるとは限らない」との指摘を踏まえての決断であった。

四 過失相殺をゼロとした判決

私たちにとって最大のポイントは、この過失相殺に関する判断であった。判決は、「引率教授は、教授職にあつて、それまで長年にわたって屋久島の自然環境等を調査、研究し、本件プログラムの開始に際しても、参加学生に対し自身と屋久島の関わりについて説明するなどしていたのであり、

その直前に屋久島に到着したばかりの参加学生としては、自身の安全を確保すべく行動するために必要な情報についても、主に引率教授から得ることが想定されていた」と判示し、そのような指示を怠った引率教授の過失は重大であるとして、亡学生の過失をゼロと判断したのである。

この点は、私も弁護士も正面から評価に値する判断であった。

五 教訓

一人の命を最大限大切にすることの裏返しとして、裁判を通じて再発防止の観点を徹底する態度こそが、過失割合ゼロの判決を導いたものと言える。弁護士登録直後の石黒大貴弁護士と二人で取り組んだ事件は大きな教訓を残した。



青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ
定価2,500円（税込）

シリーズ ウクライナ問題③

ウクライナ侵略と憲法九条について 短く訴えるポイントあれこれ

千葉 守川 幸男

一 はじめに

私が今年の二月に青法協のメーリングリストに登録した直後にウクライナ侵略が起こり、メーリングリストでは、九条を守るためにどう訴えるかという悩みが語られた。私はすぐ意見を投稿した。その後も自由法曹団通信やメーリングリストに投稿し続けている。これが今回編集部から原稿依頼された理由であろう。

日本だけでなくフィンランドとスウェーデンのNATO加盟申請やドイツの動きなどに見られるように、軍事に頼る意見の増加など世論の動向もあり、失当とはいえ「九条で日本を守るのか?」とか「攻められたらどうするのか?」などと問われて困っている仲間が多いのも事実である。法律家にもなお、迷いやたじろぎが見える。他方、戦争の原因やどうやって戦争を終わらせるかをめぐる

意見の対立があるが、どちらの立場でも悩みのない意見には説得力がない。改憲四項目との切り結びに尽力している会員も多いが、それ以前に、疑問に答えないと世論は変わらない。

私は知識が多くもないし、あまりむずかしいこととは言わず、もの見方考え方を中心に素人の表現で短くわかりやすくがモットーである。すでに私の意見は出尽くした感もあるが、その後さらに考えた論点もあり、今回はその総まとめである。参院選後の黄金の三年間を許さないためにも、日本の法律家の役割として、悩んでいる多くの国民に色々な角度から訴えるための素材として、あえて総花的に論点を提示したい。

二 ロシアの侵略をどう見るかと

原因論、背景論

(1) プーチン・ロシアの軍事侵攻の評価

プーチン・ロシアの侵略が国際法違反、戦争犯罪で、歴史の逆行であり、千島問題での後処理の誤りと同根の侵略した者勝ちの思想に基づいていること、民間人、民間施設攻撃が国際人道法、ジュネーブ諸条約違反であることに異論はない。だから、この立場からの停戦と撤退を求める国際世論こそ重要である。ただ、停戦しても、実は、現状固定など困難な課題は残る。

(2) プーチン・ロシアの侵略の動機・背景・ねらいをどう見るか

なぜテロが起こるのか、なぜ犯罪が起こるのかについて私たち法律家は、格差と貧困、社会的背景、生いたちなどを分析して処方箋を提示する。国際政治でも同様である。

ソ連の崩壊とワルシャワ条約機構が消滅したときにNATOも消滅すべきだった。しかし、反対論もあったのに東方へ拡大した。また、あくなき国際資本がロシアやその勢力圏にまで進出したいのは資本の論理として当然で、軍事的にも経済的にも権力的にも追い詰められたプーチンの恐怖は大きいであろう。決して単なる被害妄想ではない。だから、ウクライナへの思いや領土への執着、ロシア帝国の復活の願いなどもあろうが、独裁者特有の追われる恐怖心もあって、ウクライナに親口政権を「樹立」することこそ最終的な狙いであろう。だから東部地域だけでは満足できるはずもな

く、これは短期に終わらない戦争である。

(3) 国際社会の不一致の原因と打開の道について

二回の国連決議は、非難賛成七割強で、過去の侵略非難決議より多いが、棄権、退席も一定割合いることを無視できない。

その要因は、ロシアとの経済ほかの関係もあるが、NATOの東方拡大や、これまで中東やアフリカで行ってきた軍事介入などアメリカの重大な責任もある。大戦後のアメリカの軍事介入の死者は数百万人から一〇〇〇万人単位になるはずである。パリのテロには大騒ぎしたくせにという屈折した思いもあり、中東やアフリカには、冷淡な「先進国」の対応に対する反発もある。だから、解決の基準は、国連憲章を守れであって、民主主義国対専制国家では分断を呼ぶ。

東部地域の紛争と責任の所在など、ウクライナ側の問題も慎重な検討対象である。しかし、だからといって、ネオナチから住民を守るという口実で軍事介入できる国際法上の根拠はなく、介入できるのは国連だけである。

ただ、戦争を回避すべき国の指導者の責任については、いずれ検証されなければならない。

これらは「どっちもどっち論」ではないし、「ロシア免罪論」でもない。しかし、今はロシア批判を強めるべきだから、これらの分析を行うことは否定できないが、これを強調することには配慮が

必要であろう。

三 どう対応するのか

—日本の法律家の役割を中心に反撃の

観点と訴えの視点

(1) 「九条で日本が守れるか?」「攻められたらどうする?」

先方が短く攻撃してくるから、我々もわかりやすく短く訴えることが重要である。

知識でなく、ものの見方考え方を中心に、難しい説明はあと回しにすべきである。

先方はカサにかかつて勢いづいているが、それはおかしい。逆である。戦争が起きたら犠牲は出るし即効薬はない、なかなか終わらない、と聞き直つてよい。いったん戦争が始まったら、九条があるのが核を持つていようが、すぐには止められない。

日本は豊臣秀吉以来、江戸時代を除いて侵略し続けた歴史を持つ。日本が純粋に軍事侵略されたことなどないのに、被害者になりたくないなどおこがましい。加害者になつてはならないのである。だから、中長期的に考えるべきで、普段からどうしておくべきか、今後どうするかが重要である。

(2) 九条は日本を守ると保証しているのか

いや、いないと言うべきである。なぜなら、憲法は権力規制だから、前文とともに、日本が再び

侵略をしないとの国際公約であつて、日本を守るなんて書いているはずはない。これは誤解、期待しすぎである。

とはいえ、これが諸外国から信頼されて、結局は日本の安心安全につながるのである。加えて、九条に従つて侵略しなければ反撃されないことは自明の理である。

だから、九条には結局日本を守る力があることに確信を持つべきである。

(3) でも、九条だけに頼るのでなく、国民にも不
断の努力が求められる

そして、政府こそ戦争を防ぐ責任があるのに、戦争は外交の失敗であることを忘れて、外交をおろそかにして戦争準備ばかりの議論は異常である。

(4) どっちが危険なの? そっちこそ「お花畑」
だと逆襲してよい

ロシアや中国は脅威ではあるが、そもそも、日本がロシアや中国より強くなってこれ無傷で打ち破るなど、本気で考えているのだろうか? いや、おそらく犠牲が出てよいと考えているのである。恐ろしいことである。際限のない軍備拡大競争こそ、危険が高まると言うべきである。

特に敵の中枢攻撃論は、「自衛権の範囲内」だと言うのだから、明文改憲も解釈改憲もしないらしい。汚い手法である。

しかも鳩山一郎内閣の時と違い、安保法制下では集团的自衛権の行使も可能だから、相手国にとっては、もろに先制攻撃である。そうなら、相手国が黙っているはずもなく(この点には口をつぐんでいる)、原発や米軍基地が反撃されれば日本は焦土となる。

実は、食糧自給率三七パーセント、エネルギー自給率一一・八パーセントの日本に対しては軍事攻撃すらいらない。政権党はこれに答えない。今回のウクライナ侵略で、核抑止力は幻想、核頼りこそ人類滅亡への道と判明した。

(5) 国民生活はもつとひどくなるがよいか？

軍事費増大の財源は、社会保障のさらなる切り下げ、消費税の増税、戦時国債の三つに頼ることになるが、それでよいか。

現在、国民の関心は憲法改正より経済や生活である。これに対応して訴えることが重要である。

(6) 国連の役割と国際人権法の前進に確信を持つ

国連は無力か。歴史の過渡期で戦勝国に都合のよい仕組みが作られた側面はある。でもだから無力だ、では進歩はない。現に、あえてロシアなどに拒否権を發動させておいて、総会の場で説明させるなどの工夫も行われている。

かつて戦争が合法だった時代からバリ不戦条約でこれが違法化され、現在では核兵器が違法化された。国際刑事裁判所や国際司法裁判所も動き

出している。歴史のジグザグや逆行はあるが、大局的には歴史は前進する。いずれの立場に立つかが問われている。

(7) 戦争準備の法整備と施策の推進に触れる

特定秘密保護法、共謀罪、安保法制、学術会議委員六名の任命拒否、教科書検定の運用、武器輸出三原則の骨抜き、重要土地等監視規制法、経済安全保障法、国際卓越研究大学法(大学ファンド)、軍事費のGDP二パーセント目標の方針、南西諸島の自衛隊基地増強などなど。

これらを踏まえて、九条の明文改憲や緊急事態条項をはじめとする改憲四項目の危険性を訴える。

(8) 対応策と展望の提示こそ重要

① 堂々と九条を前面に掲げ、歴史の進歩と国際人権法の進展に確信を持って語る。

② 外交努力の重要性

(戦争ではないが)平壤宣言と拉致被害者五人を取り戻したのは外交力である。

戦争は外交の失敗である。でも戦争中にも交渉はする。

③ 仮想敵を前提とする排他的な集团的自衛権でなく、包摂的な集団安全保障こそ安心安全の保証である。これは国連の立場である。これを

進めるのか後退させるのかが問われている。当初ウクライナは、ロシアと中国を含めた安全

保障の提案をしていた。すでにヨーロッパにも欧州安全保障協力機構(OSCE)という安全保障の仕組みがあるのに、これを活用してこなかった加盟国の責任は大きい。

④ 平和の共同体作り

ASEANが年一〇〇〇回の会議を行ってきたこと、東南アジアで紛争を戦争に発展させない実績が積み重ねられてきたことは知られるようになってきた。東アジアにも平和の共同体作りを実現することが必要である。

四 次回の予告

次回は、①経済制裁をどう見るのか、②欧米の武器供与をどう見るか、③停戦はどこまで問題を解決するか、降伏か自衛戦争における徹底抗戦か、④専守防衛論と自衛隊活用論、などについて論じてみたい。

どれもこれも難問で、スッキリした答えはない。我々の中でも意見の対立がある。だからこそ、そこから何を引き出すかが重要である。

守口市学童保育指導員雇止め事件・全面解決

大阪 谷 真介

一 はじめに

守口市の学童保育で勤務する指導員らが、市から運営を委託された共立メンテナンス株式会社（以下「共立」）から大量に雇止めされ、九名が原告となって闘っていた事件につき、二〇二二年四月一八日、大阪地裁で原告ら及び指導員組合と共立との間で全面解決を図る和解が成立した。二〇一九年四月の民間委託から三年、雇止めがされてから二年余の闘いが終結した。

二 事案の経過

(1) 守口市は五〇年以上、学童保育事業を直営で実施してきた（小学一～三年生。一四小学校二二クラブ）。保護者と指導員（労働組合）、また市当局も一緒に、学童保育の質を向上させ全

国でも指折りの水準をつくりあげてきた。

しかし二〇二二年に大阪維新の会の市長が誕生、政策に学童保育の民間委託を盛り込んだ。プロポーザル（公募型指名競争方式）が実施され、保護者が最も不安に感じていた指導員の交代への懸念について、共立は転籍希望者全員雇用、労働条件の維持等を約束した。これが選定委員会に高く評価されて選定され、二〇一九年四月から業務委託が開始された（期間五年）。

守口市の非常勤職員であった原告ら（高い組合組織率を誇っていた）は、共立に期間一年の契約社員として採用され、引き続き守口市の学童保育クラブで指導員として働くこととなった。

(2) プロポーザルの際、共立は保育内容を変えないと明言していたが、実際には児童が楽しみにしていた行事を行わない等、これを後退させよう

とした。懸念する原告ら指導員が意見を述べる
と、共立は反抗的な態度と決めつけ、様々な対立
が生まれた。

指導員組合が申し入れた団体交渉も拒否した
ため、組合は二〇一九年九月、大阪府労委に救済
命令を申し立てた（先行事件）。

その係争中であった二〇二〇年三月末、共立は
わずか一年で原告らを含む一三名のベテラン指導
員を雇止めした。二〇二〇年二月末に当時の安倍
首相が一斉休校を決定し、学童保育が困った児童
の受皿となり、指導員らが混乱の中で必死に子ど
もたちのために連日の一日保育を行う最中であっ
た。組合役員全員が雇止めされるなど、学童保育
の現場から原告ら組合員を徹底排除するために行
われたものであることは明らかであった。

原告ら九名は立ち上がることを決意し、二〇二

○年五月に大阪地裁に提訴、同年八月には組合が大阪府労委に救済命令を申し立てた（雇止め事件）。

三 二度の労働委員会の命令と相次ぐ自治体の入札参加資格停止処分

(1) 共立は大阪府労委の先行事件の調査期日に欠席を繰り返し、労働委員会を無視する態度に終始し、雇止め直後の二〇二〇年四月、団交応募命令が出された。共立は、中労委に再審査を申し立てたが、二〇二二年四月に中労委がこれを棄却した。すると、大阪府を初めとする府下の自治体及び京都市が共立に入札資格停止処分（行政処分）を行った。共立は中労委命令に対し行政訴訟を提起せず、団交応募や誓約文の手交・揭示の命令を履行した。

(2) さらに二〇二二年一月二日、大阪府労委は、雇止め事件について、①雇止めした組合員らを原職・相当職に復帰させ、賃金相当額を支払うこと、②組合の団体交渉に応じること、③誓約文の手交及び揭示を命じる組合全面勝利の救済命令を出した。

そして命令交付翌日、京都市が二度目の入札資格停止処分を出し、次いで守口市も同処分を出した。特に京都市の処分は、命令を履行するまで解除されない重い処分となり、共立が仁和寺前で進

めてきたホテル建設計画がストップするという事態に発展した。

共立は中労委への再審査申立も、取消訴訟の提起も行わず、同命令は確定した。救済命令を履行しなければ京都市の行政処分が解除されないためであることは明らかであった。

四 大阪地裁における和解の成立

雇止め事件の命令確定を受け、原告らは共立に直ちに職場復帰を求めたが、共立は、賃金相当額を振り込むだけで原職復帰を頑なに拒否した。京都市の行政処分が解かれない中、焦りが見えた共立との間で大阪地裁で和解協議が重ねられ、組合も利害関係人として参加し、労働委員会の事件を含め全面解決する和解が成立した。

和解内容は、①共立が雇止めを不当労働行為とする救済命令が確定したこと等を受け止め雇止め通知を撤回する、②原告らとの雇用関係を会社都合で解消する、③共立が原告らと組合に、命令交付後に支払った既払額を除き解決金七八〇〇万円支払う（既払金との合計額は約一億三四五〇万円）、④大阪府労委が命じた誓約文の組合への手交、⑤組合との団体交渉の約束、である。解決金額は指導員らが共立が受託した期間雇止めされず就労していれば得られた四年間の賃金額（賞与・残業代含む）を上回る金額であった。和解成立後、

原告ら、支援者が見守る中、共立が組合への誓約文の手交を行い、事件は終結した。

五 本件の成果と課題

職場復帰こそ実現しなかったが、裁判で獲得しうる最大限のものを大きく超える全面的な勝利和解であった。非正規労働者の事件での解決としては最大限の成果を勝ち取ることができた。

一方、本件は公共サービスとして本来自治体が実施すべき事業について、利益優先の営利企業に委託したことによる矛盾が大きく現れた。守口市は委託後も学童保育実施主体であるにもかかわらず、不当労働行為を繰り返す共立に指導等を全く行わず、事態の解決を図ることはなかった。一方の共立は、利益優先で保育内容を後退させ、これに意見したベテラン指導員を大量に雇止めした。

自治体業務の民間委託は「国策」としてあらゆる業務について全国的に進んでいる。学童保育のように公益性が高く、企業の利益追求とは相容れないものを民間委託することは是非（決めるのは住民である）が改めて問われなければならない。（弁護士は大阪支部の城塚健之・原野早知子・愛須勝也・佐久間ひろみと私）

岩国基地爆音訴訟の 第二次提訴について



山口 田畑 元久

1 岩国基地は山口県東部の岩国市の錦川河口部にある在日米軍海兵隊基地で、米海軍第五空母航空団、海上自衛隊が共用する。

周辺住民は、他の米軍基地周辺住民と同様、航空機騒音、墜落の恐怖、米兵の凶悪犯罪などに苦しみ、地域の発展も阻害された。

一九六八年に九州大学での板付基地（今の福岡空港）所属ファントム戦闘機の墜落事故を受け、同型機を配備する岩国基地の滑走路の沖合移転が市民の「悲願」とされ、一九九七年より滑走路を沖合に一キロ移すため二三ヘクタールの埋立が行われた。基地全体を移転するのではなく滑走路のみ沖合に移すもので、基地面積を二・四倍に拡大し、大型船舶の停泊施設も設けられ、基地の拡大強化などの指摘が予てよりあった。

また、一九九八年二月、県が市内の愛宕山の住

宅団地建設の都市計画を決定し、建設大臣は市街地開発事業を認可した。宅地造成で生ずる土砂は埋立に充てられた。

2 二〇〇五年一〇月、日米両政府は、横須賀を母港とする米空母艦載機の厚木基地から岩国基地への移駐を住民の頭越しに「米軍再編中間報告」（二プラス二）で合意した。それに対し、

二〇〇六年三月の住民投票で移駐反対の民意を示すなど井原勝介市長（当時）を先頭に市民の運動が続いたが、同年二月、国は、SACO合意に基づき空中給油機部隊の移駐を岩国市が「苦渋の決断」として受け入れた見返りとして約束済みの新市庁舎建設補助金を、SACO関係経費から米軍再編交付金に移した上で岩国市を交付対象から外し、工事中に交付を止める暴挙に出た。「兵糧

攻め」に市民は戸惑い、デマも飛び交う市長選で移駐容認派が当選した。

さらに、二〇〇七年三月に愛宕山地域から埋立用土砂搬出が終わるや県知事と市長は「経済状況の変化により事業継続困難」として、都市計画法にその概念が存在しない、事業の「中止」を決め（これに基づき中国地方整備局長が山口県住宅供給公社に開発事業計画認可を取消し）、造成途中の跡地を米軍住宅建設用地を探す国に転売した（二〇二二年三月三日）。

3 このような陰謀が渦巻く中、これまで国との対峙を避け、全国に例を見ない「滑走路の沖合移設」による爆音被害軽減に賭けてきた

岩国市民は、滑走路の沖合移設は基地の拡大強化のため、愛宕山の埋立用土砂の供給は基地の拡大

強化と米軍住宅や米軍関連施設の建設のためであり、騙されていたことに気付いた。

ついに、広範な市民が従前の立場の違いを越えて結集し、地元の岩国市に協力する弁護士がいないう条件で県内の他市や広島県から弁護士が結集し、法廷闘争に乗り出した。

これまで、「海の裁判」（国が山口県に公有水面埋立承認の変更へ要するに空母艦載機移駐仕様の埋め立て工事への変更）を申請した際に県が住民への縦覧や関係市町村長の意見聴取を省いて承認を企てたことの差止め・取消請求訴訟、「山の裁判」（愛宕山住民が国（中国地方整備局長）を被告に、旧地権者の優先購入権、里道通行権、生命・身体・財産権・環境権、平和的生存権の侵害を根拠に、市街地開発事業の認可取消しの取消しと損害賠償を求めた訴訟）、「紙（隠し）の裁判」（岩国市の報告書非開示決定の取消しを求めた訴訟）を闘ってきたが、基地被害を訴える本命は爆音訴訟（空の裁判）である。

4 二〇〇九年三月二三日、夜間飛行差止めの昼間六〇db超の騒音禁止、居住地上空の飛行禁止、空母艦載機と空中給油機の移駐差止め、過去及び将来の損害賠償（後にオスプレイの離発着とエンジンテストの差止めも追加）を求めて原告四七六名で山口地裁岩国支部に提訴（民事

訴訟）し、後に原告二七八名が追加提訴した。

二〇一五年一月二五日、山口地裁岩国支部は、「危険への接近」（煩いと知りつつ基地周辺に住む以上は被害を甘受すべき）論や「昼外し」（昼間に爆音地域に居ない住民の被害を割り引く）論を排し、爆音が受忍限度を超え違法と認め、昭和四九（一九七四）年と平成二（一九九〇）年の国の騒音調査に基づく告示コンターでW値七五以上の地域の住民への損害賠償を国に命じ、防音工事による減額も二戸で一部屋分に止めたが、二〇一〇年五月二九日の沖合に移転された新滑走路運用開始後は爆音が軽減したとしてW値八〇以上の地域で賠償額を減額し、W値七五の地域の一部で賠償を認めなかった。米軍機の飛行・移駐差止めは第三者行為論で棄却、自衛隊機の飛行差止めは行政訴訟で求めると却下、将来の損害賠償は却下した。

二〇一九年一月二五日、広島高裁は、控訴審係属中の二〇一八年三月に約六〇機の空母艦載機の移駐が完了し岩国基地は約二〇〇機を擁する極東最大級の基地となり飛行回数も増えたことで「騒音状況を変動させる新たな事態が生じた」と評価することも可能である」と言及したが、移駐後の騒音データが少なく立証不十分として原審の判断を維持した。

そして、二〇二二年四月二三日付で上告棄却・不受理となった。

5 住民は、爆音が違法で賠償が必要と裁判所が認めたことで自らの怒りが正当なものであると確信を深めた。「アメリカ様のすること

に日本政府は口を出せない」旨の判示に日本は独立国なのかと憤り、爆音が止まらないならば将来の賠償を認められるべきなのに「明日のことは判らねえ」とばかりに認めない、「爆音が続いたらまた提訴してね」と言わんばかりの裁判所の姿勢に、「だったら、また、やってやろうじゃないか」と第二次提訴の機運が盛り上がった。大原告団を組織した上で年内の提訴を目指す。

6 第一次訴訟の問題は、差止めと将来請求の全国共通の問題に加え、滑走路沖合移設後のW値七五地域の一部に賠償が認められなかったことである。空母艦載機の移駐完了後すでに三年が経過したが、移駐後は特に煩くなったと住民は口々に言う。

蓄積されつつあるデータを的確に分析し沖合移設問題を打破することを特に目指す。



川崎重工業(株)・ 中国出向エンジニア過労死事件

兵庫県 玉木 芳法

一 はじめに

本件は川崎重工業株式会社(以下「川崎重工」という)で働く若き優秀な技術者が、中国合弁企業へ出向後、単身での海外赴任のストレス及び過重な業務に押しつぶされ、わずか赴任三か月余りで自宅マンションから飛び降り、愛妻と愛娘二人を残して自死(享年三五歳)した痛ましい事件である。

当該事件について、遺族は、二〇二二年五月二日、川崎重工を被告として、損害賠償請求を求め訴訟を神戸地方裁判所に提訴した。

二 事案の概要

(1) 当事者

被災者は、二〇〇二年四月一日に川崎重工に入社した。

川崎重工は、日本を代表するグローバル機械メーカーであるところ、セメントプラント分野は川崎重工の重点分野の一つであり、二〇一五年の時点でプラント環境事業は全売上高の八・八パーセントを占めていた。

川崎重工は、プラント環境事業の中国での販売拡大のため、世界第四位の生産量を誇る中国セメントメーカーである安徽海螺水泥股份有限公司(以下「CONCH」という)と五〇パーセントずつ出資して、安徽海螺川崎裝備製造有限公司(以下

「CKE」という)という会社を設立し、セメントの製造設備の設計、製作、販売等を行うこととした。

(2) CKEへの出向

被災者は、二〇一三年四月一日、川崎重工から中国合弁企業のCKEへ出向することとなった。当初、被災者は、もう一人の川崎重工のセメントプラント技術者と一緒にCKEへ出向する予定であった。ところが、後述の通り、当時、川崎重工のセメントプラント装置の一部であるエア・クラウンング・クーラー(以下「AQC」という)の設計に重大なミスがあり、トラブルが続発している状況にあったことから、もう一人の技術者は川崎重工にてそのトラブル対応に当たることになり、被災者が一人でCKEへ出向することとなった。

また、被災者は、これまで海外へ出向したことがなく、中国語を使う業務はおろか中国企業を直接相手とする業務を行ったこともなかった。多忙な業務の傍らで、二か月間、川崎重工から中国語教室に通わされたのみで、本格的な中国語の研修等も受けていなかった。

さらに、被災者は出向直前の二〇一三年二月二三日に受けた健康診断において、産業医から「要精検査」「条件付き赴任可」「GOT、GPT、LDHが高すぎる。原因精査、改善を確認してから赴任されたい」との回答が産業医より出されていた。しかし、川崎重工は被災者に再検査を受け

させることなく被災者をCKEへ出向させた。

(3) 出向後の経過

被災者が二〇二三年四月に中国に出向する前の段階で、川崎重工が設計したセメントプラント装置の一部であったAQCには重大な設計ミスがあり、トラブルが続発していた。被災者がCKEに出向した本来の目的は、セメント焼成工程での窒素化合物生成量を低減するための「脱硝設備」の設計を行うことであった。なお、被災者には、これまでAQCの設計等に関わった経験がほとんどなかった。

それにもかかわらず、被災者が川崎重工からの出向者であり、トラブルが多発する中国に赴任していたという理由から、AQCの専門知識を多分に要するAQCのトラブル対応にもあたることとなった。

当時、AQCトラブルが続発していたことで、AQCの設計を担当する川崎重工と、AQCの製造、設置を担当するCKEとの間には深刻な対立があった。被災者はCKEの立場でトラブルの対応を川崎重工に申し入れ、川崎重工の立場でCKEの製造ミスを追及するという二律背反の立場を一人で引き受けることとなった。

被災者は、赴任後まもない時期から続発するAQCトラブル及び当該トラブルに起因したCKEの川崎重工に対する不信感が深刻で、その調整業

務に手を取られて、脱硝装置の設計という本来業務への時間が割けないことに戸惑い、川崎重工へ本来業務の引き取りを依頼したが、川崎重工は無慈悲にもこれを黙殺した。

のみならず、川崎重工は、CKEへ出向中の被災者こそが両者の調整役の切り札であると位置付け、過重となることを分かりながらも本来業務に加え、両者の調整業務にあたるよう指示した。

この結果、被災者は川崎重工とCKEとの間で板挟みとなって苦悩し、かつ本来業務の滞留によって業務を大量に抱え込むこととなり、家族から切り離された異国の地で、孤独にもがき苦しむうつ病を発症し、出向からわずか三か月余りの二〇二三年七月一日に自死するに至った。

(4) その後の経過

遺族は神戸東労基署へ労災認定を申請し、二〇一六年三月十八日、労災認定がなされた。

他方、川崎重工は、トラブルのつげを被災者に押し付けたことを糊塗すべく、事故後も遺族へ虚偽の説明をするなど無責任極まりない対応を続け、労災認定がなされた後もなお事件と向き合うことなく、責任を全く認めない。そこで遺族がやむを得ず、川崎重工の責任を問うべく提訴に至った。

三 最後に

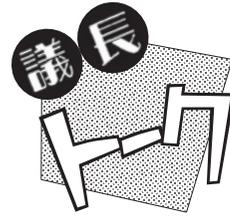
遺族らは、川崎重工に対して、安全配慮義務違

反があったとして、一億四千万四五百四十四円の損害賠償請求を行っている(初回期日は、現在、調整中)。

川崎重工は、出向中の事故であることを理由に安全配慮義務違反を否定してくるものと思われるが、川崎重工は出向中であっても被災者を事実上の指揮命令下に置いており、実際に被災者の業務軽減措置を採り得る地位にあり、川崎重工の安全配慮義務違反は優に認められると考えている。

現在のグローバル社会において、日本企業が労働者を海外出向させるケースは増えている。海外赴任は、単なる転勤とは異なり、言葉や文化等が違う異国の地で生活をしながら働くというものであり、労働者が激しいストレスを受けることは必ずであり、使用者としては、本来、日本にいる時よりも、より注意深く労働者の健康が損なわれないように配慮しなければならないはずである。本事件は、日本企業が、海外出向中の労働者に対する配慮についてどうすべきであるかを問うているものであり、この問題意識を社会へ広めていかねばならないと考えている。以上のことから、ぜひとも多方面からのご支援をお願いしたい。

なお、本事件は弁護士五名で取り組んでいるが、そのうち四名を青法協会員である八木和也弁護士、今西雄介弁護士、相原健吾弁護士、玉木が担当している。



「青法協議長と私」

この原稿を書いているときにはまだ議長な
んです。最後の回になりました。

私が初めて青法協の常任委員会に参加したのは、修習生のとき、一九九八年三月の新潟常任委員会でした。私の五一期は、集合修習前期中に「人権ネット五二」という団体をついたものの、修習生部会の結成に至っておりませんでした。修習生の状況の報告を求められ、前橋修習だった私が参加したのです。行って驚き。弁学合同部会に「ビジョン委員会」が設置され、青法協の将来ビジョンが議論されておりました（レジュメを今も持っています）。ある委員は「青法協は修習生に人気がない。五一期の修習生部会ができる展望がない。

青法協はネットワーク型組織へと発展的に解消すべきである」とのこと。私は慌てました。東京の萩尾さん、関西の上出さん、熊本の寺内さんら多数の修習生と、後期修習になったら部会を立ち上げる予定だったからです。本体がなくなってしまうなんて。「修習生部会はできます。今後、人数は減っても、憲法を守り、人権擁護のために奮闘しようとする後継者は必ず入ってきます。迎え入れてほしい」。

当時の弁学議長だった佐々木芳男さん（故人）は、（修習生の皆さんには）「さまざまな人権課題の現場で生身の人権や社会の実像に触れ、『人権感覚あふれる真に国民の立場に立つ法曹』をめざしてもらうために青法協と交流して欲しい」と青法協の旗を降ろさない立場で論陣を張っていました。私は、そのとおりの思いました。まさか、後に自分が議長になるとは思っていませんでした。その後、青法協はネットワークの役割も果たしつつ存続しておりますし、ロースクール生部会もでき、若くて熱い後継者を迎え入れてきました。弁護士や学者らの法律家が、自ら人権課題や憲法擁護のため活動しつつ、後継者を迎え入れ

て活動を持続すること、法曹養成課程の修習生部会やロースクール生部会があること、司法の民主化にも取り組むこと、そこに青法協の意義と役割があると思います。

私は、縁あって佐々木さんのおられる城北法律事務所に入り、本部修習生委員会として修習生部会の活動支援に取り組むことにしました。私が弁護士になると同時に修習を開始したのは、五三期の皆さんでした。大山勇一さんと笹山尚人さんが呼びかけ、何と修習開始直後に修習生部会を立ち上げました（大山議長、笹山事務局長）。前記の鬱屈を跳ね飛ばすような積極性です。その上、毎週、五三期修習生部会のニュースレターを発行し、広く人権課題や学習会の紹介、司法修習の問題点を知らせるべく、当時の修習生八〇〇名全員に配りました。中々できないことです。私が当初、皆さんの原稿をワープロ打ちすることになりました。部会の皆さんの原稿は、どれを読んでも良かったのですが、大山さんの毎号の「議長雑感」がピカイチでした。私もいつかこんな原稿を書きたいと思いました。

五三期修習生は、「検察官任官における女

改憲問題対策法律家6団体連絡会の取り組み

当部会も参加している、改憲問題対策法律家6団体連絡会は、6月20日、「改憲を阻止し、命と平和を守る憲法に基づく政治への転換を求める法律家団体のアピール」を発表、記者会見を行いました。

当日の様子(動画)は、下記サイトをご参照ください。アピール文は、当部会ホームページにも掲載しています。

▶ 6/20 参議院選挙に向けて法律家団体のアピール発表記者会見

<http://www.news-pj.net/movie/136763>

<https://youtu.be/tZoxXg0BYAs>



〈お知らせ〉

6月25日・26日に、沖縄で、青年法律家協会第73回定時総会、弁護士学者合同部会第53回定時総会が開催されました。新しく弁学合同部会の議長に笹山尚人会員、副議長に鈴木啓示会員、青年法律家協会の事務局長に蟹江鬼太郎会員が選出されました。総会報告集は8月下旬頃に発行予定です。



性枠を考える修習生の会」を立ち上げ、「クラスに一名」と言われていた女性枠の撤廃を訴えました。その中心になったのが神原元さんら五三期修習生部会のメンバーでした。修習生が、検察教官に女性枠の撤廃を申し入れたのみならず、法務省に女性枠撤廃を請願したと

いうのは、本当にすごいことです。どこに問題があるのか、どのように訴えるかを考え抜き、議論し、行動する、それが青法協のスピリッツなのではないか、と私は思うのです。そんな笹山尚人さんが、次の弁学議長です。連綿と続く議長の役目を北村さんから引

継ぎ、次に繋げたかなと思います。二年間、ありがとうございました。感謝申し上げます。

(青法協弁学合同部会議長 上野 格)

今後の日程

【常任委員会(全国ミーティング)】

*第2回(秋)

9月2日(金)～3日(土) 静岡

*第3回(冬)

12月2日(金)～3日(土) 三重

*第4回(春)

2023年

3月10日(金)～11日(土) 広島

【第54回定時総会】

2023年

6月24日(土)～25日(日) 熊本

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、
本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

8月19日(金)10時半～

【広報委員会】

8月19日(金)15時～

第二回常任委員会(秋の全国ミーティング・静岡)のご案内

青法協弁学合同部会は、後記の要領で第二回常任委員会(秋の全国ミーティング・静岡)を行います。お誘い合わせの上、ふるってご参加下さい。

記

2日

□日 時 二〇二二年九月二日(金)一三時～三日(土)二時(予定)

□会場 静岡県伊東市+Zoom

□特別講演 「原発についての情勢報告」(予定)

□地元企画 「熱海市土石流災害被害者支援活動の報告」

報告・諏訪部史人会員(静岡県)

★ミニライブ 浦島浩司さん(アマチュアシンガーソングライター)

※詳細は別途送付の常任委員会のご案内をご参照頂くか、弁学合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。



編集後記

▼新型コロナウイルスという疫病の蔓延がまだ治まっていないのに、ヨーロッパでは戦争が起きた。現在とは逆に、戦争勃発のあとに疫病がはやると、第一次大戦時にポルトガル・ファティマに聖母マリアが出現し、預言したときの状況になる。キリスト教・旧教徒ではないから、伝聞を紹介しているだけだが、それにしても、不安な社会情勢であることは第一次大戦ころと変わらないだろう。あいにくと(と言うべきか)今のところ聖母の降臨と新たな預言はない。人類は見捨てられたのか。▼第一次大戦はまもなく終わるが、人々が悔い改めないとさらに大きな戦争が起き、多くの人が地獄に落ちてしまうという趣旨のことも預言されているらしい。まだ、世界は悔い改めていないようで不安はつきないが、こういふときだからこそ、反戦・平和の思想を捨てるわけにはいかないだろう。以前と同じままでは、聖母の預言どおり悲惨なことになってしまいうだろう。(高野真人)